

【重要】犬の集合注射 中止のお知らせ

ID 1002006

市では、4月19日(月)から5月13日(木)に犬の集合注射の実施を予定しておりましたが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、令和3年度につきましては集合注射を中止します。

集合注射の利用を予定していた方々にはご迷惑をおかけしますが、動物病院で狂犬病予防注射を受けていただきますようお願ひいたします(狂犬病予防注射の案内ハガキをお持ちください)。

犬の鑑札と注射済票をリニューアルしました!

ID 1036487

令和3年4月から一宮市が中核市となったことに合わせ、一宮市が交付している犬の「鑑札」と、「狂犬病予防注射済票(以下、済票)」のデザインを一新しました！

小型犬にも装着しやすいように、サイズも小さくなっています。

交付場所

- 委託動物病院(市内22か所、市外12か所)

- 中保健センター

※令和3年4月から、西・北保健センターでは受付していませんのでご注意ください。

金額

鑑札：3,000円(再交付1,600円)

済票：550円(注射代が別途必要になります)

デザイン

【鑑札】



POINT!

ツインアーチ138とのこぎり屋根を
デザインに
取り入れました!

【済票】



POINT!

親しみやすい骨型の
デザインに変更しました!

注意事項

これまでの鑑札は引き続きご使用いただけますので、すでに鑑札をお持ちの方は
交換する必要はありません。

ペット(愛護動物)の適正飼養について

ID 1021536

ペットの飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。ペットを飼うときは、その動物の一生に責任を持って飼いましょう。

ペットを飼うときの留意点は、次のとおりです。

- ①動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任を持って飼いましょう。
- ②人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。
- ③むやみに繁殖させないようにしましょう。
- ④動物による感染症の知識を持ちましょう。
- ⑤盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

◆ペット(愛護動物)を遺棄・虐待することは犯罪です◆

- ・愛護動物の遺棄・虐待 … 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・愛護動物の殺傷 … 5年以下の懲役または500万円以下の罰金



飼い犬・猫がどうしても飼えなくなったとき

ペットは終生飼養が原則です。ご自身で新しい飼い主を探してください。

どうしても新しい飼い主が見つけられない場合は、保健衛生課 動物愛護グループ(中保健センター内)まで、まずはお電話でご相談ください。

[問い合わせ] 保健衛生課 動物愛護グループ ☎ 72-1122